

労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正概要

2018.7.6改正

改正箇所		改正内容	改正の概要
第2	適用除外業務等	2(2) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送業務の修正	文言の適正化。
第7	派遣元事業主の講ずべき措置等	2(5) ホの修正	文言の適正化。
		21(3)、(4)及び(5)並びに22(5)の修正	平成30年7月6日に公布及び施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による雇用対策法の一部の改正※に伴う修正。 ※「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改正し、第10条を第9条に繰上げ
第8	派遣先の講ずべき措置等	16(3)及び(4)並びに17(3)の修正	平成30年7月6日に公布及び施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による雇用対策法の一部の改正※に伴う修正。 ※「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改正し、第10条を第9条に繰上げ
		派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の18(3)の修正	平成30年7月6日に公布及び施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による雇用対策法の一部の改正※に伴う修正。 ※「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改正し、第10条を第9条に繰上げ
第14	その他	2(4) 手続き関係の修正	派遣元責任者講習の講習機関に関する事項を変更する場合の手続きの明記及び同講習を廃止する場合の手続きの整備。
		2(5) 講習の適正な実施等についての修正	文言の適正化。
第15	様式集	派遣元責任者講習廃止申出書(様式第24号)を新設	派遣元責任者講習を廃止する場合の手続きの整備に伴い、様式を新設。